

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

久留米市長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和7年3月7日公告の(久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務)の入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

記

- 1 有資格者名簿の登載の有無 有 ・ 無

- 2 添付資料(有資格者名簿に登載されている者については、(1)～(3)の書類は不要)
 - (1)役員等調書及び照会承諾書(様式第2号)
 - (2)登記事項全部証明書
 - (3)納税証明書
 - (4)参加資格に係る申立書(様式第3号)
 - (5)プール施設の概要及び本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいることが分かる資料(任意)

(様式第2号)

役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

久留米市長 殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

この調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

記

役職名	フリガナ 氏名	性別	生年月日(和暦)

【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項全部証明書に記載されている役員(代表者を含む。)の方全員について記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米個人情報保護条例(平成3年4月1日条例第17号)の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様とします。

(様式第3号)

年 月 日

(あて先)

久留米市長 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

参加資格に係る申立書

久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務の入札参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しません。
- 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者に該当しません。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しません。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

(第5号様式)

入札書

久留米市長 殿

入札金額 (3年間)	千万	百万	拾万	万	千	百	十	円
---------------	----	----	----	---	---	---	---	---

事業名：久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務

履行場所：受託者が所有する水泳施設及び久留米市立城島小学校等と受託者が
所有する水泳施設間の送迎路

久留米市契約事務規則、関係法令及び関係書類記載内容を承諾のうえ上記の
とおり入札いたします。

令和7年3月27日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代 理 人

年 月 日

委任状

久留米市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

私は次の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

代理人氏名

代理人使用印鑑

記

委任事項

令和7年3月27日（木）に行われる『久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務』に係る入札及び見積もりに関する一切の権限

年 月 日

辞 退 届

久留米市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職 氏名

印

私は、令和7年3月27日（木）に行われる『久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務』の入札参加を辞退します。

質 問 票

年 月 日

業務名 『久留米市立城島小学校等における水泳授業支援業務』

質問者 所在地
商号又は名称
質問者氏名
電話/FAX
E-mail

下記の項目について質問しますので、回答願います。

質問事項

記入上の注意

- ① 記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。
- ② 提出期限は、令和7年3月13日（木）17時までとします。
- ③ 質問に対する回答は、必要に応じて、久留米市の公式ホームページにて、質問内容及び回答内容を公表するものとします。
- ④ 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

提出先

久留米市教育部学校教育課（担当：中島）

TEL/FAX:0942-30-9217/0942-30-9719 E-mail:gakkyo@city.kurume.lg.jp